

宝塚市告示第50号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を宝塚市都市整備部都市整備室都市計画課において縦覧に供する。

令和6年(2024年)3月29日

宝塚市長 山崎晴恵

- 1 都市計画の種類及び名称  
阪神間都市計画高度地区の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
宝塚市中筋3丁目、中筋6丁目、中筋7丁目